

泉佐野市 令和9年度固定資産(土地)評価替えに係る標準宅地の鑑定評価員募集要項

1. 業務内容

本市が指定する令和9年度固定資産(土地)評価替えに係る標準宅地の鑑定評価(令和8年1月1日時点の鑑定評価)作業。

ただし、鑑定評価を行った標準宅地に関して、審査申出及び訴訟が提起された場合、審理における答弁をはじめ鑑定評価の内容について説明を行うこと。

2. 募集人数

若干名

3. 鑑定評価の地域及び地点数

市内の標準宅地(約260地点)のうち、鑑定評価員1名あたり70から90地点程度とする。

4. 鑑定評価員の選定及び指定

申込書を提出した者のうちから本市が選定の上、指定する。

5. 鑑定評価に関する契約

鑑定評価に関する契約については、(公社)大阪府不動産鑑定士協会(以下「協会」という。)との間で締結する。なお、成果物の提出、報酬の支払い等についても協会を通じて行うこととする。

6. 協議機関

鑑定評価員は、協会が主催する固定資産鑑定評価員会議に出席し、鑑定評価のバランスの検討、情報交換等を行うこととする。

7. 鑑定報酬

鑑定報酬額は、本市が鑑定評価員を選定した後、見積書を徴して決定する。

8. 報酬の支払い

報酬は一括して本市が協会に支払い、協会が固定資産鑑定評価員に支払うこととする。

9. 鑑定評価書の提出期限

標準宅地の鑑定評価書の提出については、令和8年3月下旬迄とする。

ただし、事前の「メモ価格」等は別に定める所定の期日迄に提出するものとする。

10. 応募者の参加資格要件

地価公示又は地価調査等の公的評価における鑑定評価作業を行った経験があり、当市における地価の実情に精通している不動産鑑定士又は不動産鑑定士補。

11. 応募方法

別紙、鑑定評価員申込書を記入の上、申込期限内に提出すること。

12. 申込期限

令和7年11月14日(金)

13. 申込先

泉佐野市総務部税務課固定資産税係 Tel 代表072(463)1212

14. 審査結果の通知及び公表

鑑定評価員選定後、すべての応募者に対して選定結果を文書にて通知する。